

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

2024 年 6 月 10 日

静岡県知事
鈴木 康友 殿

提出者

住 所 静岡県牧之原市坂部3407

氏 名 株式会社 小糸製作所 榛原工場

執行役員 工場長 大竹 雅浩

電話番号 0548-29-0711

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社小糸製作所榛原工場
事業場の所在地	静岡県牧之原市坂部3407
計画期間	2024年4月1日～2025年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	輸送用機械器具製造業
② 事業の規模	3412億54百万円(2024年3月期)
③ 従業員数	1334人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙(1)の通り

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙(2)の通り

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度 2023年度）実績】				
	特別管理産業廃棄物の種 類	強酸 (7110)	強アルカリ (7200)	引火性廃油 (7000)	感染性廃棄物 (7300)
	排 出 量	15.25 t	30.22 t	37.98 t	0.006 t
	(これまでに実施した取組) <ul style="list-style-type: none"> ・ 治具の洗浄回数及び液切り時間見直しによる強酸、強アルカリ廃液 の削減 ・ 引火性廃油（廃生塗料・廃シンナー）の残量低減（小ロット調合・洗浄回数見直しの実施） ・ 感染性廃棄物・・・安全、衛生面の従業員へのPR 				
②計画	【目標】				
	特別管理産業廃棄物の種 類	強酸 (7110)	強アルカリ (7200)	引火性廃油 (7000)	感染性廃棄物 (7300)
	排 出 量	15 t	30 t	38 t	0.006 t
	(今後実施する予定の取組) <ul style="list-style-type: none"> ・ 治具の洗浄回数及び液切り時間見直しによる廃液削減の継続実施 ・ 小ロット調合等の継続実施による引火性廃油（廃生塗料・廃シンナー）の排出削減 ・ 感染性廃棄物 上記継続 				

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"> ・ 特管物(廃酸、廃アルカリ、引火性廃油、感染性廃棄物)について 指定置き場の徹底した管理（回収、処理を含む）
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"> ・ 同上を継続

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項					
①現状	【前年度 2023 年度）実績】				
	特別管理産業廃棄物の種別	強酸 (7110)	強アルカリ (7200)	引火性廃油 (7000)	感染性廃棄物 (7300)
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 自ら再生利用は行っていない。				
	②計画				
②計画	【目標】				
	特別管理産業廃棄物の種別	強酸 (7110)	強アルカリ (7200)	引火性廃油 (7000)	感染性廃棄物 (7300)
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 今後も自ら再生利用を行う計画はない。				
	①現状				
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項					
①現状	【前年度 2023 年度）実績】				
	特別管理産業廃棄物の種別	強酸 (7110)	強アルカリ (7200)	引火性廃油 (7000)	感染性廃棄物 (7300)
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 自ら中間処理は行っていない				
②計画	【目標】				
	特別管理産業廃棄物の種別	強酸 (7110)	強アルカリ (7200)	引火性廃油 (7000)	感染性廃棄物 (7300)
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 今後も自ら中間処理を行う計画はない。				

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項					
①現状	【前年度 2023年度）実績】				
	特別管理産業廃棄物の種別	強酸 (7110)	強アルカリ (7200)	引火性廃油 (7000)	感染性廃棄物 (7300)
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 自ら埋立処分は行っていない。				
②計画	【目標】				
	特別管理産業廃棄物の種別	強酸 (7110)	強アルカリ (7200)	引火性廃油 (7000)	感染性廃棄物 (7300)
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 今後も自ら埋立処分を行う計画はない。				
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項					
①現状	【前年度 2023年度）実績】				
	特別管理産業廃棄物の種別	強酸 (7110)	強アルカリ (7200)	引火性廃油 (7000)	感染性廃棄物 (7300)
	全処理委託量	15.25 t	30.22 t	37.98 t	0.006 t
	優良認定処理業者への処理委託量	15.25 t	30.22 t	0 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	15.25 t	30.22 t	36.18 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	1.8 t	0.006 t
	(これまでに実施した取組) <ul style="list-style-type: none"> ・優良認定処理業者への排出切替えの検討と推進 ・再生利用化の検討推進 				

		【目標】			
特別管理産業廃棄物の種	類	強酸 (7110)	強アルカリ (7200)	引火性廃油 (7000)	感染性廃棄物 (7300)
②計画	全処理委託量	15 t	30 t	38 t	0.006 t
	優良認定処理業者への処理委託量	15 t	30 t	0 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	15 t	30 t	36 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	2 t	0.006 t
	(今後実施する予定の取組)				
<ul style="list-style-type: none"> ・優良認定処理業者への排出切替えの検討と推進 ・再生利用化の検討推進 上記取り組みの継続実施と排出量削減の取り組みを積極的に推進する					
		【前年度 2023 年度）実績】			
電子情報処理組織の使用に関する事項		特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	83.456 t		
		(今後実施する予定の取組) JWNET加入登録して2020年1月より順次電子マニフェストへの切り替えを実施、同3月に切替え完了。			
※事務処理欄					

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

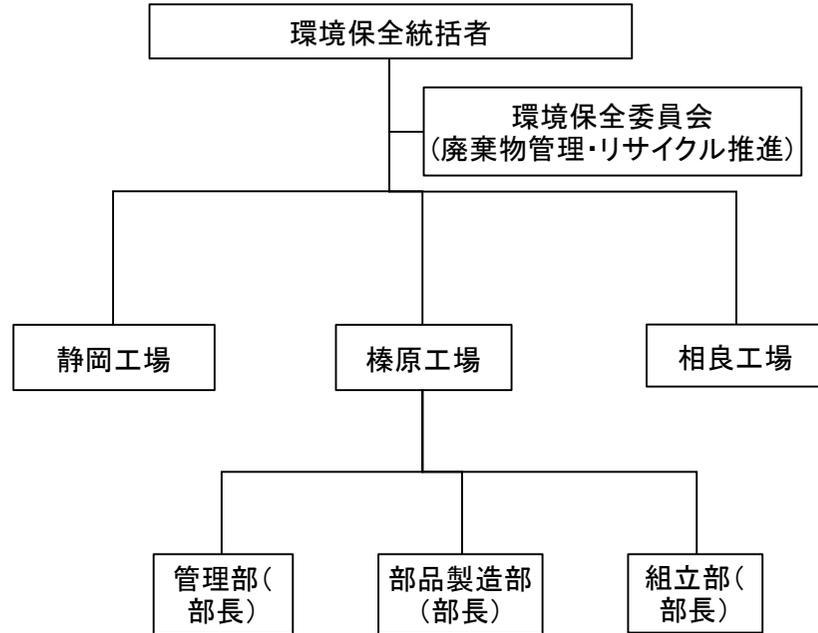
<別紙（１）>

主原材料	製造工程	発生産業廃棄物	処理	処分
<p>【熱可塑性樹脂】 (ABS、AES、PC 等) 及び 【熱硬化性樹脂】 (FRP)</p>		<p>強酸</p> <p>廃アルカリ</p> <p>引火性廃油</p>	<p>業者中和凝集処理</p> <p>業者中和処理</p> <p>業者焼却処理</p> <p>蒸留再生処理</p>	<p>焼成後、路盤材へ再利用</p> <p>焼成後、路盤材へ再利用</p> <p>焼却灰は管理型埋土処理</p> <p>エマルジョン燃料化</p>
<p>注射針等を購入</p>	<p>診療所</p>	<p>感染性廃棄物</p>	<p>業者焼却処理</p>	<p>焼却灰は管理型埋土処理</p>

<別紙(2)>

廃棄物の処理に係る管理体制

(1) 管理体制図



(2) 役割

<p>環境保全統括者 (安全環境担当役員)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理方針の策定 ・廃棄物の処理に関する各種事項の決定と承認
<p>環境保全委員会 (委員長：安全環境担当役員) (事務局：安全環境部)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物管理規定の策定、改廃 ・年度廃棄物管理計画立案と展開 ・3R活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ①廃棄物の発生量低減 ②樹脂材料の再生利用の推進 ③ユニット部品等のリユース推進
<p>榛原工場 各部長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理計画の策定 ・廃棄物低減の部員に対する教育と啓発 ・廃棄物の発生源対策 ・廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ・処理業者、再生利用業者の調査・選定と管理 ・委託契約の締結、廃棄物管理票の交付、管理